

宮崎県で初めて安全衛生優良企業を認定しました。



田中労働局長(左)と井手社長(右)

宮崎労働局では令和3年12月17日に株式会社システム開発を「安全衛生優良企業」として認定し、令和4年3月17日に安全衛生優良企業認定通知書の交付式を行いました。この認定は厚生労働省の「安全衛生優良企業公表制度」に基づくもので、平成27年6月1日から運営がスタートしていますが、宮崎県内では今回が初めての認定となります。

「安全衛生優良企業」の認定を受ければ、厚生労働省のHP等で広く企業名が公表されるばかりでなく、認定マークを使用して健康・安全で働きやすい職場であることを幅広くPRすることができるなど、様々なメリットが得られます。

今回の初認定を契機に県内企業の積極的な制度の活用を期待いたします。

【参考】

○「安全衛生優良企業公表制度」とは

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業（安全衛生優良企業）に対し、厚生労働省のHP等で企業名を広く公表する制度です。認定された企業にとっては求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができます。



○「安全衛生優良企業」認定とは

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、安全管理など、安全・健康で働きやすい職場づくりについて積極的な取組を行っていることが求められます。



認定の有効期間は3年間で、安全衛生優良企業として認定された企業のみが使用できるシンボルマークが設けられています。

(認定までの流れ)

